

# 虐待防止に関する指針

社会福祉法人喜成会

喜成会ホームヘルプサービス

## 1. 「虐待防止に関する指針」作成の目的

高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法の趣旨を理解し、喜成会ホームヘルプサービス(以下「事業所」という。)にて「虐待防止」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

## 2. 「虐待防止」の共通理解

### 【虐待防止に関する法律】

(1) 「児童虐待防止等に関する法律」(平成12年5月24日法律第82号)《児童虐待防止法》

(2) 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号)《高齢者虐待防止法》

(3) 「障がい者の虐待防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)《障がい者虐待防止法》

上記まとめて「虐待防止3法」という。特に(2)(3)に関しての内容を理解し、虐待防止に取り組む

## 3. 基本理念

高齢者・障がい者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、事業所の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

## 4. 虐待防止のための体制

### (1) 虐待防止に関する委員会の設置

当事業所では、虐待防止にあたり、虐待防止に関する委員会を設置します。

### (2) 設置目的

① 虐待防止のための職員研修の内容等に関すること。

② 虐待が発生した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

- ③ 虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備に関すること。
- ④ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策等に関すること。
- ⑤ 前項の再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること。

### (3) 委員会の構成員

管理者・サービス提供責任者

### (4) 委員会の開催

委員会は定期的(年2回以上)に開催(必要時は随時開催)

### (5) 虐待防止に関する研修の実施

虐待防止に関する研修を虐待防止委員が主となり年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。

## 5. 定義

利用者への虐待は、人権侵害であると認識し、高齢者虐待防止法・障がい者虐待防止法に基づき、以下に定義する。

### (1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること

また、正当な理由なく身体を拘束すること

### (2) 介護・世話の放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### (4) 性的虐待

利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること

### (5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得る

こと

## 6. 虐待・不適切なケアの防止のための取り組み

(1) 職員は、虐待・不適切なケアを防ぐために以下の取り組みを実施する。

- ① 利用者及び利用者家族からの苦情に対して詳細な分析と再発防止に関する取り組み（苦情受付担当者と連携）
- ② 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- ③ 管理者・サービス提供責任者・職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア、障がい特性等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み
- ④ 第三者委員などを導入することによる施設・事業所運営の透明化に関する取り組み
- ⑤ 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- ⑥ 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

## 7. 虐待発生時の考え方

(1) 速やかな初期対応を行う

- ① 利用者の安全確保
- ② 事実確認
- ③ 組織的な情報共有と対策の検討
- ④ 本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- ⑤ 原因分析と再発防止の取り組み

※正確な事実確認をし、情報を隠さない

(2) 虐待の発見及び通報

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ② 提供する居宅サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。※報告、解決の手順は和歌山市高齢者虐待防止・対応マニュアル参照

(3) 虐待に対する職員の責務

- ① 職員は居宅内における虐待は外部からは把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ② サービス提供先において虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、重大な危険

の有無に関わらず、通報義務が生じる。その際、速やかに担当者へ報告する。虐待防止担当者は法人本部へ報告すると共に速やかに市町村へ通報しなければならない。

③ 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない

※「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)や、「過失」(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性が無い)を除く。(高齢者虐待防止法第21条第6項)

## 8. 虐待防止担当者の責務

(1) 虐待防止担当者(管理者)の責務

① 虐待内容及び原因の解決策の責務

② 虐待防止のため当事者との話し合い

③ 虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者(サービス提供責任者)の責務

① 利用者又は利用者家族からの虐待通報受付

② 職員からの虐待通報受付

③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録

④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

## 9. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて、担当窓口を案内する等の支援を行う。

## 10. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

(1) 当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表する。

(2) この指針は掲示及び公表について法人本部及び管理者の責任において管理する。

## 附則

令和5年4月1日から施行する。